

王陽明佛利巡歷年譜會要〔二〕

久須本文雄

四十三歲 正德九年甲戌、皇紀二一七四、西紀一五一四

在滁州 自一月 尙も滁州にありて講學に専念す。

赴南京 四月 南京鴻臚寺卿に陞任し南京に赴く。

過江浦 四、五月 滁陽の士送りて烏衣(安徽省)に赴き、

別るゝに忍びず江浦(江蘇省)に留まり

て陽明の渡江を俟つ。

至南京 五月 任地南京に至る。

在南京 自六月 南京に至りてより、徐愛等の同志日に

相來り親しみ講學琢磨之力む。南畿に

て學を講論する迄は、知行合一、靜座

放心の功夫を主唱せしが茲に至りて只

天理人欲の説(存天理去人欲は佛教の

所謂證得菩提斷滅煩惱に當る)を唱導

〇〇

屬す物と謂ふべし。

仙佛の教旨を好談する王嘉秀、蕭惠に

對して切實に仙佛の非を辯論す。陽明

兩子を戒諭して曰く

吾幼時求聖學不得、亦嘗篤志二氏、

其後居夷三載、始見聖人端緒、悔錯

用功二十年、二氏之學、其妙與聖人

只有毫釐之間、故不易辨、惟篤志聖

學者始能究析其隱微、非測億所及也。

(全書卷三二、年譜一、四十二歳の項)

と。

赴鎮江？自正德九年五月至同十二年九月間

南京鴻臚寺卿に陞任して南京

滯在中、南京の清涼寺及び鎮江の牛首

(頭)山を訪歴せしなり。

游牛首山

春尋指天闕、烟霞眇何許、雙峯久相

違、千巖來舊主、浮雲刺中天、飛閣

凌風雨、探秀澗阿人、蘿陰息篔簹。

滅迹避塵纓、清朝入深沮、風磴仰門

歷、淙壑屢窺俯、梯雲躋石閣、下榻

得吾所、釋子上方候鳴鐘出延佇。

頽景耀回盼、層○翼輕舉、曖曖林芳

暮、泠泠石泉語、清宵耿無寐、峯月

升烟宇、會晤得良朋、可以寄心腑。

(全書卷二十、外集二)

游清涼寺三首

春尋載酒本無期、乘興還嫌馬足遲、

古寺共憐春草沒、遠山偏與夕陽宜、

雨晴澗竹消蒼粉、風煖巖花落紫○、

昏黑更須凌絕頂、高懷想見少陵詩。

其二

積雨山行已後期、更堪多病益遲遲、

風塵漸覺初心負、丘壑真於野性宜、

綠樹陰層新作蓋、紫蘭香細尙餘○、

輞川圖畫能如許、絕是無聲亦有詩。

其三

不願尙書此日期、欲爲花外板輿遲、

繁絲急管人人醉、竹徑松堂處處宜、

雙樹暗芳春寂寞、五峯晴秀晚羲○、

暮鐘杳杳、催歸騎、惆悵煙光不盡詩

(全書卷二十外集二)

四十四歲 正德十年乙亥、皇紀二一七五、西紀一五一五

在南京 正月 兩京官吏考察の任に當りたれば、上疏

して辭職の意を陳するも允されず。

○ ○ 龍山公の命を以て再従子正憲を立て、後嗣となす。

八月 時事に感じ「諫迎佛疏」(全書卷九、所收)を作りしも、故ありて上奏せしめて止む。

時に祖母岑太夫人齡九十有六、上奏して致仕を請ふも允されず。

○ ○ 是歳、御史楊典、朝に薦めて祭酒に任ぜんとせしも採用されず。

四十五歳 正徳十有一年丙子、皇紀二一七六、西紀一五

一六

在南京 自一月 官職の傍ら講學に力む。

赴南贛 至九月 兵部尙書王瓊は特に推舉して都察院左

僉都御史に陞し、南贛(江西贛州)及び汀漳(福建)等諸地方の流賊を巡撫せしむ。

至越 十月 任地に赴く便道越に歸省して岑太夫人

及び龍山公に會見するを得たり。
發越 十一月?蓋し越を發し贛州に赴きしは十一月初旬頃ならん。

四十六歳 正徳十有二年丁丑、皇紀二一七七、西紀一五

一七

過万安 前年三月末 贛に赴任せんとして江西吉安府万安

至贛州 正月 贛に至り施政府を開き、十家牌法を行

ひ民に倫常を教へ流民を招撫し、亦新に民兵を選ぶ、此の日南贛の賊平定。

往汀州 二月 兵を福建汀州(長汀)に進む。

至長富村 一月末?兵を進めて福建の長富村に次りしに

流賊に遇ひて應戦し賊平和の北方象山に奔走せしため、官兵逐ひて蓮花石に至る。

屯上杭 二月初旬? 後、軍を進めて福建汀州府上杭縣に屯して暫く師を休め鋭を養ふ。

赴象湖山福建の漳州上杭間 二十九日

不意に夜に乗じて象湖山福建の漳州上杭間の賊を攻む。此の役三ヶ月に涉り漳南數十年の諸寇悉く平定す。贛漳の流賊平

定の功を賞し位一級陞贈せらる。

自正月十八日
至三月廿一日

漳州の賊平定。

返贛州 四月

師を班す。

在贛州 五月

深く軍隊の組織に意を用ひ隊伍法を改良す。上奏して平和縣(漳州西南方)を

河頭に設け、河頭(上杭東南方)の巡檢

司を枋頭に移さんことを請ふ。

六月十五日

鹽を運輸するの法を奏請す。

九月廿五日

南贛の商税を整理せんことを上疏す。

九月

改めて南贛汀漳諸州の軍務提督の命を受け、旗牌を給し便宜事に従ふを得せしむ。

在大庾自六月二十日
至八月廿五日

大庾の賊平定。

在贛州 九月

左溪自十月七日
至三月九日
桶岡

密かに軍兵を横水(大庾峯附近)に進

め賊巢五十餘を破り(自十月廿七日)次

で又桶岡(同上)の賊を破る(自十月二十

日九)。かの有名なる「破山中賊易、破

心中賊難」は横水に在りし時の作にし

て門人楊仕徳に與へし書(全書卷四、

所收)にあり。

過南康 十二月 横水、桶岡、左溪の賊平定せしかば、

師を班し江西南康を過ぐるの時、百姓

歡喜して途に迎へ頂香禮拜す。

在贛州 閏五月十二月 奏して崇義縣治(江西南康、西省)を設け、及

び茶寮隘、上堡鉛、廠長龍に三巡檢司

を置かんことを請ひしが允さる。

四十七歲 正徳十有三年戊寅、皇紀二一七八、西紀一五

一八

發贛州 正 上、中、下三泐(九連山及び龍川附近)

の賊を征せんとして赴く。

即日、龍南(江西)を過ぐ。

二月二十五日

奏して南安の小溪驛を大庾峯山中に移す。

至三九連山

正月七日奮擊して三洞を征し進みて九連山(江西)

(廣東の省境)を攻む。此の役正月七日より三月八日に至る凡そ二ヶ月間にして賊巢

を破ること三十八、賊首五十八人、賊二千餘人を擒斬し俘獲勝げて算ふべからず。

三月四日 上疏して病のために致仕を乞ひしも允されず。

往龍川 三月? 廣東の龍川に赴きて新民を撫諭す。此の時、便道、潮陽、の靈山寺(靈山護國禪寺)を訪れしならん。

歸贛州 四月 贛州に師を班し社學を建て、専ら教化に力めしたため、雍々然として漸く禮讓の風興る。

劉伯頌に「訓蒙大意」を教示す。

在贛州五月一日 和平縣(廣東省)設置を上奏す。

六月十八日

都察院右副都御史に陞り、一子、正憲を錦衣衛に廕し、百戸を襲がせらる。辭免すれども不允。

七月

専ら意を門友の講學に注ぐ。「古本大學」を刻し之が「序」及び「旁釋」を作り、又「朱子晚年定論」「傳習錄」卷下所收を刻し之が序を作る。

八月

薛侃は徐愛(此歳三十有一卒。學案は十二年五月と記し、諸山年譜は十三年と記す。)が筆錄せし「傳習錄」一卷と序二篇とを得て陸澄と各自一卷を錄して之を虔(贛)州に於て刻せり。傳習錄上卷一冊是なり。

九月

斯くて一面は赫々たる事功の名譽を得他、面上梓の「傳習錄」流通せしに因り、道を問ひ教を請ふるもの遠近輻湊し、館舎の狹隘を以て乃ち漉溪書院を修葺す。

既に大征の捷報を奏上して稍々緩念せしを以て或日酒筵を張りて諸生を慰撫す。

自二月至五月

仕を乞ふも允されず。

十月 郷約、殊に保甲法(農兵組織の一法)を施行して士民を懇諭す。

十五日

再び上疏して平和縣設置を議す。

廿二日

再度上奏して通鹽法を請ふ。蓋し南贛地方の爲に廣地方の鹽を得んことを計りしなり。通鹽法の再上疏期日に關し

(五十六歲)に同名の靈山寺ありて訪歴せしと推考せらるゝも種々の點よりして四十八歲訪歴説の方首肯せらる。

江邊阻風散步至靈山寺

歸船不遇打頭風、行脚何緣到此中、

幽谷餘寒春雪在、虛簷斜日暮江空、

林間古塔無僧住、花外仙源有路通、

隨處看山隨處樂、莫將踪跡嘆萍蓬。

(全書卷二十、外集二、江西詩內)

發贛州

初九日

福建福州の三衛軍人進貴、等叛亂をなし之が勘處せしめんために贛州の鎮府を發せしむ。

四十八歲 正徳十有四年己卯、皇紀二一七九、西紀一五

一九

在贛州 正月 三泐九連山の功を以て一子を錦衣衛に

廕し世襲千戸を副ふ。尋で祖母岑氏の

病危篤(此歲卒)なるを以て上疏して致

至豊城

十六月十四日十五日

寧王宸濠逆旗を擧ぐ。江西南昌府豊城縣に至るや、知縣顧愷

は宸濠の叛亂を告ぐ。

過臨江十六、七月、日、月、新塗、七、日、月、臨江府（江西省）に

赴き、知府戴德儒に會ひ進んで新塗（

江西省）に至り知縣李美に會す。

返吉安 十八日

遂に吉安（江西、廬陵）に至り、知府伍

文定、急遽來調す。

六月十九日

上疏して寧王の謀反を報す。

六月廿一日

上疏して便道省葬を乞ひ且變を告ぐ。

六月

伍文定と謀りて檄を四方に傳へ（二十

二日）義兵を募り糧食を調發せしむ。

在吉安 自六月十八日 至七月十二日

吉安にありて専ら義兵糧食の募調

に盡力す。

發吉安 十三日

竊かに軍兵を整へて吉安を發す。

至樟樹鎮 十五日

樟樹鎮（江西省）に會し直ちに發して豊

城に至る。

發豊城 十九日

豊城を發す。

至南昌 二十日

遂に南昌を抜く。

七月廿三日

始めて宸濠の軍兵と接戦。

至黃家渡 廿四日 南昌近郊の黃家渡に於て奮戰。

至八字腦 廿五日 南昌の東方八字腦に於て接戦。

在南昌 廿六日 遂に宸濠を南昌東北方樵舍に於て捕擒し茲に全く江西の流賊平定さる。

宸濠六月十四日叛旗を舉げしより擒獲

せられる迄四十餘日。陽明七月十三日

吉安府に軍馬を起せしより成功に至る

迄纔かに十有四日に過ぎざるなり。古

來禍亂の平定かくの如く神速なるは莫

し。此の役に於て擒斬三千、落水溺死

せし者二萬餘、衣甲器械財物浮屍委積

して十餘里に及ぶ。

八月十七日

上奏して親征を諫止せしも武宗皇帝既

に南京に至る。此の頃より奸官張忠、

許泰等その功を忌嫌して讒誣さらざる

なし。

八月廿五日

父龍山公の疾を聞きしかば上奏して歸

省を請ひしも允されず。